

## 令和4年第3回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和4年4月22日(金)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和4年4月22日(金) (午前9時00分)
- 4 出席議員 (13名)  
1番 福田 泰生      2番 渡邊 昌行      3番 谷口 和也  
4番 井上 容子      5番 前川さおり      6番 山路 善己  
7番 中西 友子      8番 北 守      9番 坪井 信義  
10番 山口 和宏      11番 奥川 直人      13番 小林 豊
- 5 欠席議員 風口 尚(議長)
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一      副 町 長 田間 宏紀      教 育 長 中西 章  
会 計 管 理 者 藤川 健      総務政策課長 中村 元紀      税務住民課長 山下 健一  
保健福祉課長 奥野 良子      産業振興課長 里中 和樹      建 設 課 長 真砂 浩行  
教育事務局長 梅前 宏文      上下水道課長 平生 公一      病院老健事務局長 竹郷 哲也  
地域づくり推進室長 中川 泰成      防災対策室長 見並 智俊      生活環境室長 山口 成人  
地域共生室長 中西扶美代      監 査 委 員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊      同 書 記 宮本 尚美      同 書 記 中村 修穂
- 8 議事日程
  - 第 1 指定第 1号 議席の指定について
  - 第 2 会議録署名議員の指名  
2番 渡邊 昌行 君  
3番 谷口 和也 君
  - 第 3 会期の決定について 1日
  - 第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
  - 第 5 議案第44号 専決処分承認を定めることについて(町税条例の一部改正について)
  - 第 6 議案第45号 監査委員の選任につき同意を定めることについて

(午前9時00分 開会)

### ◎開会の宣告

○副議長（北 守） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和4年第3回玉城町議会臨時会を開会します。

本日の臨時会に、風口議長から 会議規則第2条の規定に基づく欠席届が提出されていますので、副議長である私が代理で進行いたします。

円滑な議事運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

本臨時会におきましても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来どおりの措置を取らせていただきます。

1. 会議中および発言の際には、マスクの着用を義務づけます。
2. 執行部の答弁は、登壇して発言する以外は、着席のまま行なってください。
3. ソーシャル・ディスタンス確保の観点により議席の間隔を開けているため、マイク設備のない席がございますので、議員各位が発言の際は、質問席にてお願いします。

また、議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたり町長から臨時会招集の挨拶があります。

（「議長」の声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 令和4年第1回玉城町議会臨時会開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。去る4月18日、全員協議会で説明をさせていただきました、専決処分の承認をお願いすること、監査委員の同意をお願いする、2件についてご審議を賜りたいという内容でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長（北 守） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

#### ◎日程第1 指定第1号 議席の指定について

○副議長（北 守） 日程第1「指定第1号 議席の指定について」を議題とします。

先般、執行されました玉城町議会議員補欠選挙で 当選をされました井上 容子議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において 現在 着席してもらっている4番に指定します。

#### ◎日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（北 守） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 渡邊 昌行 君

3番 谷口 和也 君

の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定について

○副議長（北 守） 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

それでは、議題に入ります。

◎日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○副議長（北 守） 次に、日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

現在1名欠員となっております総務産業常任委員会委員および予算決算常任委員会委員には、委員会条例第6条の規定により、井上 容子議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員および予算決算常任委員会委員に、井上 容子 議員を選任することに決定しました。

◎日程第5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）

○副議長（北 守） 次に、日程第5「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）」を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第44号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

この度、地方税法等の一部を改正する法律が国会において可決され、令和4年3月31日公布され、4月1日から施行されることになりました。

これにより、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

○税務住民課長（山下 健一） 議議案第44号、専決処分いたしました、町税条例の一部改正につきまして、補足の説明を申し上げます。

条例改正の要旨につきまして、議案補足資料の条例改正新旧対照表に基づき、ご説明を申し上げます。

なお、地方税法の一部改正等で条項などがズレたことにより、町税条例の改正をするものは説明を省略させていただきます。

それでは、新旧対照表3ページ、条例第73条の2の改正では、固定資産課税台帳の閲覧に際し、一定の措置を講じることができることを明確化したもので、住所が明らかになることにより、個人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等いわゆる、DV被害者等のことをございますが、一定の措置を講じたうえで、閲覧に供することができることを明確化する規定であります。

同ページ、条例第73条の3では、固定資産税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に関する規定で、73条の2と同様の措置を講じたうえで、証明書を交付することができることを明確化する規定でございます。

次に、同ページ下段から4ページ下段にかけての、附則第10条の2の改正につきましては、固定資産税に係るわがまち特例の割合を定めた規定で、地方税法の改正に合わせ、条ズレの整備を行ったものですので、説明は省略させていただきます。

次に、新旧対照表4ページ下段の、附則第10条の3の改正につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めた規定で、熱損失防止改修工事いわゆる省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

続いて、新旧対照表5ページ中段の、附則第12条の改正でございます。宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございまして、令和4年度限りの措置として、商業地等の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とする減額措置でございます。

以上が主な改正点でございます。

令和4年度の税制改正におきましては、現在の経済情勢等を踏まえ、地方税法並びに同法施行令、同法施行規則の改正がなされております。

なにとぞご理解を賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（北 守） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論は、ありませんので省略します。

これから、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員挙手であります。

したがって、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第6 議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長（北 守） 次に、日程第6 議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

中村 功監査委員が本年3月末日をもって辞任されたため、後任の監査委員に、玉城町世古831番地、大西 栄（おおにししげる）氏を選任いたしたく提案させていただくものであります。

大西 栄氏は、伊勢市役所及び伊勢市社会福祉協議会職員として長きにわたり勤務され、豊富な経験に基づく見識をお持ちであり、監査委員として適任と考え、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（北 守） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認め、本案に対する質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この裁決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

全員起立であります。

したがって、議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時14分)

( 大西 栄氏 入場)

○副議長(北 守) ただ今、監査委員に選任されました

大西 栄さんから挨拶がございます。

大西 栄さん、挨拶をどうぞ。

(大西監査委員 挨拶)

(再開 午前9時16分)

○副議長(北 守) 再開します。

これをもって、本臨時会に付議されました案件の審査は終わりました。

したがって、令和4年第3回玉城町議会臨時会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで、令和4年第3回玉城町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりお礼の挨拶をお願いします。附議いただきました2件の案件につきまして、ご承認を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。また、ご承知のようにコロナ感染、若干、若年層の方に増加の傾向がわが町も見られます。また、最近の情報といたしまして、変異株BA2に置き変わっているという情報もございます。更にワクチン接種をお願いすること。そして、4回目のワクチン接種につきましても準備

をしていかなきゃならんと、こういう状況になっておりますので、どうぞ、引き続きのご理解を賜りますようお願いをいたします。ご挨拶とさせていただきます。

(午前9時17分 閉会)